

申請者（譲渡人、譲受人）各位

武雄市農業委員会長

農地法許可申請書提出に伴う地元委員への事前説明について

農地法第3・4・5条及び非農地証明の申請をされる場合、事前に申請地の地元農業委員・農地利用最適化推進委員さんへ内容を説明し、裏面確認事項を記載してもらい申請書に添えて提出ください。この確認書がない場合は審議ができません。

確認書

土地	所在	
	面積	
	地目	
譲渡人(貸付人) 申請人	住所	
	氏名	
譲受人(借受人)	住所	
	氏名	

農地法の申請をするにあたり、裏面の確認事項について確認いたしました。

年　月　日	年　月　日
農　業　委　員	農地利用最適化推進委員
印	印

農地法 3 条関係

申請の種類	所有権移転 ・ 貸借権設定 ・ 使用貸借権設定
-------	-------------------------

権利を取得しようとするものの農地の利用状況（第3条第2項第1号関係）

権利を持つ農地はすべて効率的に利用している。	YES・NO
申請地も通作距離からみて、自ら耕作が可能である。	YES・NO
農機具および労働力は確保されている。	YES・NO

権利取得後の常時従事状況（第3条第2項第4号関係）

農作業に従事している人数	人
取得後も150日以上農作業に従事する。	YES・NO

周辺地域との関係（第3条第2項第6号関係）

現在の利用状況を分断するような権利取得ではない。	YES・NO
地域の水利調整に参加し、その取り決めを遵守する。	YES・NO
地域の農業の利用調整に協力する。	YES・NO
農薬の使用方法等については地域の防除基準に従う。	YES・NO

農地法4・5条関係

申請の種類	所有権移転 ・ 貸借権設定 ・ 使用貸借権設定
-------	-------------------------

農地の代替え（第4条第6項2号関係/第5条第2項2号関係）

周辺の農地以外の土地では事業を達成できない。(3種農地を除く)	YES・NO
---------------------------------	--------

資力及び信用（第4条第6項3号関係/第5条第2項3号関係）

資力及び信用から転用が確実と認められる。	YES・NO
----------------------	--------

周辺地域との関係（第4条第6項4号関係/第5条第2項4号関係）

農業用用排施設に支障がない。	YES・NO
周辺の農地に係る営農条件に支障がない。	YES・NO

非農地証明関係

総合的に判断し、非農地として扱うことに問題ない。	YES・NO
--------------------------	--------